■貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

■平均残高		2017年度		2018年度			
■十岁没同	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	
手形貸付	69,252	69,252		72,974	72,974	_	
証書貸付	1,222,507	1,220,479	2,027	1,360,759	1,357,679	3,080	
当座貸越	172,075	172,075	_	189,806	189,806	_	
割引手形	7,725	7,725	_	7,498	7,498	_	
合計	1,471,560	1,469,533	2,027	1,631,040	1,627,959	3,080	

⁽注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

	種類	期間期別	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超	期間の定め のないもの	合計
貸出金		2017年度末	396,465	294,441	211,119	122,547	434,173	56,547	1,515,294
貝	川亚	2018年度末	593,159	291,627	215,713	124,351	447,976	58,028	1,730,856
	うち	2017年度末		100,879	75,502	43,473	165,188	54,305	
	変動金利	2018年度末		107,115	80,711	51,524	177,603	55,801	
	うち	2017年度末		193,561	135,616	79,073	268,985	2,242	
	固定金利	2018年度末		184,511	135,001	72,827	270,372	2,226	

⁽注) 残存期間 1 年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種類	2017年度末	2018年度末
有価証券	459	397
債権	1,263	1,268
商品	113	113
不動産	179,559	181,394
その他	_	_
計	181,396	183,174
保証	785,477	792,742
信用	548,420	754,939
合計 (うち劣後特約付貸出金)	1,515,294 (5,000)	1,730,856 (4,000)

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位:百万円)

種類	2017年度末	2018年度末
有価証券	49	34
債権	420	431
商品	_	_
不動産	3,679	3,318
その他	_	_
計	4,149	3,784
保証	120	97
信用	8,230	8,748
合計	12,499	12,631

■貸出金使途別内訳

(単位:百万円・%)

区分	2017	年度末	2018年度末		
企 刀	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	
設備資金	716,425	47.28	747,948	43.21	
運転資金	798,869	52.72	982,908	56.79	
合計	1,515,294	100.00	1,730,856	100.00	

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

業種別		2017:	年度末	2018年度末		
		貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)		1,515,294	100.00	1,730,856	100.00	
製造業	É	127,886	8.44	125,824	7.27	
農業、	林業	3,567	0.24	3,870	0.22	
漁業		3,904	0.26	3,515	0.20	
鉱業、	採石業、砂利採取業	4,903	0.32	5,702	0.33	
建設業	\(\begin{array}{c}\equiv \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	78,179	5.16	77,771	4.49	
電気・力	ガス·熱供給·水道業	26,751	1.77	28,597	1.65	
情報通	通信業	9,207	0.61	9,552	0.55	
運輸業	美、郵便業	52,778	3.48	60,210	3.48	
卸売業	美、小売業	187,131	12.35	188,129	10.87	
金融業	美、保険業	43,370	2.86	51,935	3.00	
不動産	E業、物品賃貸業	249,599	16.47	263,524	15.23	
各種も	ナービス業	200,807	13.25	209,393	12.10	
地方公	公共団体	138,848	9.16	126,161	7.29	
その他	b .	388,358	25.63	576,667	33.32	
特別国際金	:融取引勘定分	_	_	_	_	
政府等	F	_	_	_	_	
金融機	機関	_	_	_	_	
その他	b .	_		_	_	
合計		1,515,294	_	1,730,856	_	

■中小企業等向け貸出残高

(単位:百万円・%)

	2017年度末	2018年度末
中小企業等向け貸出	1,187,124	1,233,540
総貸出に占める割合	78.34	71.26

⁽注) 1. 本表の貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。
2. 中小企業等とは、資本金が3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員数が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人)以下の会社及び個人をいいます。

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度									
	区分	期首残高	期首残高 当期增加額 当期減少額 期末残高 期首残高		期首残高	当期増加額	当期》	咸少額	期末残高			
		州日戊同		目的使用	その他 (注)	别不戏同	残局 期目残局 	朔目沈同 :	二 州垣加蝕	目的使用	その他 (注)	别不没同
_	般貸倒引当金	2,857	3,506	_	2,857	3,506	3,506	5,623	_	3,506	5,623	
個	別貸倒引当金	9,174	7,350	686	8,487	7,350	7,350	7,970	1,374	5,975	7,970	
	うち非居住者向け債権分	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合	計	12,031	10,856	686	11,344	10,856	10,856	13,593	1,374	9,482	13,593	

⁽注) 洗替による取崩額

■貸出金償却額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
貸出金償却額	_	_

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸出債権の状況

(1) リスク管理債権

(単位:百万円)

	区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権	(a)	1,298	2,109
延滞債権	(b)	23,769	26,357
小計	(c) = (a) + (b)	25,068	28,466
3カ月以上延滞債権	(d)	_	_
貸出条件緩和債権	(e)	6,920	8,665
合計	(f) = (c) + (d) + (e)	31,988	37,132
総貸出金	(g)	1,515,294	1,730,856
貸出金に占める割合	(f) / (g)	2.11%	2.14%
貸倒引当金	(h)	10,856	13,593
引当率	(h) / (f)	33.93%	36.60%

⁽注) 貸倒引当金残高(h) は貸借対照表上の一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計です。

用語のご説明

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の 事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産 法、民事再生法等の法的手続きがとられている債務者や手形交換 所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

延滞債権

末収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

(2) 金融機能再生緊急措置法に基づく開示基準ベース

(単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,980	9,263
危険債権	17,658	19,765
要管理債権	6,920	8,665
(小計)	32,560	37,694
正常債権	1,499,013	1,713,630
合計	1,531,573	1,751,325
(小計) の債権額に占める割合	2.12%	2.15%

用語のご説明

注)資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債 (当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金 融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中 の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するもので す。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。